

5月12日は民生委員・児童委員の日 民生委員・児童委員は、「地域のつなぎ役」です

問合せ 福祉課 社会福祉担当 内線263

民生委員・児童委員とはどんな人？

民生委員は、「高齢での生活不安」・「介護の悩み」・「障がい者の支援」など様々な相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担っています。

町では61名の民生委員・児童委員がそれぞれの担当地域で活動しています。

主任児童委員とはどんな人？

こどもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

相談の内容に応じて、相談者の地区を担当する民生委員・児童委員や行政、学校、児童相談所などと連携し、支援活動をしています。

町では3名の主任児童委員がそれぞれの担当地域で活動しています。

相談した内容を他の人に知られたりしませんか？

相談内容の秘密を守ることが法律上義務付けられているため、秘密が漏れることはありません。安心してご相談ください。

報酬はないのですか？

ボランティアとして活動するため給与はありませんが、必要な交通費や通信費など実費の一部を町から支給します。

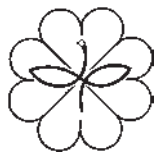
民生委員・児童委員になるのはどんな人？

地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意がある住民の方が、行政区からの推薦を受けて選出されます。

※新任者の年齢要件は78歳未満の者。再任者は、原則78歳未満の者ですが、要件に該当する場合は、1期のみ78歳以上の者も推薦を受けることが可能です。

民生委員のマークについて

民生委員・児童委員の徽章などに用いられているマーク。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と、児童委員を示す「双葉」を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



住宅リフォーム補助事業がスタートします

問合せ 建築課 開発建築指導担当 内線346

安心して住み続けられる住宅環境の維持・向上を図るとともに、町内事業者の振興に資するため、住宅リフォーム工事費用の一部を補助します。

補助金額

- 住宅リフォーム工事費の5%（住宅リフォーム工事費は消費税および地方消費税の額を除く）
- 補助上限額 10万円（千円未満切捨て）

補助要件（すべてに該当する方）

- 杉戸町に住民登録があること。
- リフォーム工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に現に居住し、引き続き5年以上居住する見込みがあること（併用住宅は住宅部分のみ、集合住宅は専有部分のみが対象）。
- 町税を滞納していないこと。

対象工事の要件（すべてに該当する工事）

- 町内業者が施工するものであること。
- 補助金の交付申請をする日において、工事に着手していないもので、同年度の2月末日までに完了報告を提出することができる工事であること。
- 補助金の交付対象となる工事費は、20万円（消費税および地方消費税の額を除く）以上であること。
- 申請年度において、町の他の補助制度等を利用した工事でないこと。
- 当該住宅が建築基準法に違反しない建物であること。

対象工事一例

- 既存住宅の増築 ・耐震改修 ・屋根・外壁改修
- 台所、浴室、トイレ等の改修（機器、設備等の取り付けのみの場合は対象外）

事前申請受付

受付期間 5月1日(木)～6月30日(月)

申請方法 郵送または建築課窓口へ直接持参

- 事前申請の状況により、予算額を超える場合は、抽選となります。
- 事前申請は先着順ではありません。期間内に申請してください。

詳しくは、町ホームページまたは建築課窓口配布のリーフレットをご覧ください。



介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収を「平準化」します

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316
町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

介護保険料および後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金からの天引き）となっている方は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として保険料を納めていただいています。しかし、所得の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合があります。

このため、両徴収額の差が大きく異なることが想定される方について、天引きされる額が年間を通してできるだけ均等になるように6月以降の徴収額を変更します。

- ◆本徴収の額は、令和6年中の年金収入額、合計所得額、同一世帯の課税状況などを基に再計算し、7月上旬にお知らせします。

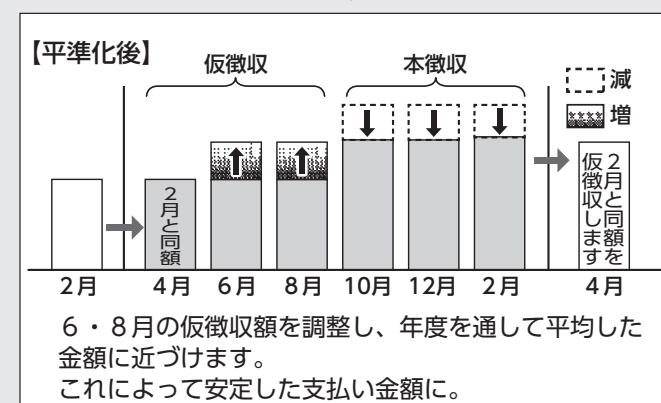
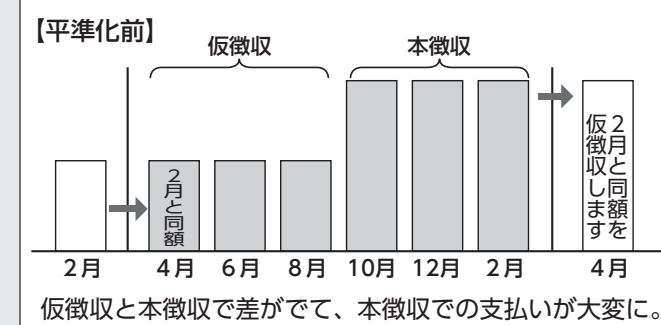
- ◆仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

- ◆平準化を行っても、「本徴収」時の再計算により保険料が大きく変わった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。

- ◆この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。



【イメージ図】



※「平準化」とは、年度前半と年度後半の保険料額の差が大きい方について、6月と8月の天引き額を調整し、年度を通じての保険料額の差を少なくすることです。

飼い主のいない猫を地域で見守る「地域猫活動」

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

町では、飼い主のいない猫を原因とする生活環境の悪化を軽減・改善するため、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、飼い主のいない猫を地域で適切に管理する活動（地域猫活動）を行う住民やボランティアの皆さまと協働して、猫のTNR活動の普及啓発を行っています。詳細については環境課までお問合せください。

さくらねこ無料不妊手術事業とは

飼い主のいない猫の問題を殺処分ではなく不妊手術（TNR）によって解決しようとする行政やボランティアを支援する事業です。（公益財団法人どうぶつ基金より引用）

TNR活動とは

T [Trap (捕獲)] N [Neuter (不妊去勢手術)] R [Return (元の場所に戻す)] の頭文字のTNRのことで、不妊去勢手術をするために捕獲し、手術後に元の場所に戻す活動のことです。

不妊去勢手術を行った猫は、見た目にわかるように片方の耳先をVの字にカットします。その耳の形がさくらの花びらの形に似ていることから「さくらねこ」とも呼ばれます。

